(1)　試験は、筆記試験及び口述試験とする。
　筆記試験は、専門的知識について行う。
　口述試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。
(2)　筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

二　筆記試験の実施期日及び場所
(1)　実施期日　平成三十年七月二十一日（土）及び二十二日（日）
(2)　場所　北海道、岩手県、福島県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び熊本県

三　口述試験の実施期日及び場所
(1)　実施期日　平成三十年十一月五日（月）から十一月三十日（金）までの間で林野庁長官の指定する日
(2)　場所　北海道、岩手県、東京都、愛知県、岡山県、福岡県及び熊本県

四　受験資格　森林法施行規則第九十一条及び第九十二条に定める受験資格を有する者であること。

五　受験手続
(1)　受験願書等の用紙の交付　受験願書並びに森林法施行規則第九十四条第一項第一号に掲げる履歴書及び同項第二号に掲げる証明書（以下「受験願書等」という。）の用紙は、林野庁森林整備部研究指導課において交付する。受験願書等の用紙を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により請求する場合には、九十二円切手を貼り、返信先の住所、氏名及び郵便番号を記載した長さ二十三センチメートル幅十二センチメートル程度の返信用封筒を同封し、かつ、表面に「林業普及指導員受験願書等の用紙請求」と朱書した封筒を㈣の宛先に送付するものとする。
(2)　受験願書及び添付書類の提出　試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、㈣の宛先に提出するものとする。受験願書又は添付書類に不備がある場合には、その補正を求める。
ア　森林法施行規則第九十四条第一項各号に掲げる書類
イ　森林法施行規則第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達し、かつ、大学院を修了していない林業改良指導員資格試験合格者が森林法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年農林水産省令第五号）附則第二条の経過措置の適用を受ける場合にあっては、林業改良指導員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
ウ　ア及びイに掲げる書類の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合にあっては、戸籍抄本その他の改姓又は改名があったことを証明する書類
(3)　受験願書及び添付書類の受付期間及び提出場所
ア　受験願書及び添付書類を持参する場合には、平成三十年四月二十六日（木）から平成三十年五月二十五日（金）の期間中（行政機関の休日を除く。）の毎日午前九時三十分から正午まで又は午後一時から午後六時までに林野庁森林整備部研究指導課に持参するものとする。
イ　受験願書及び添付書類を郵便又は信書便により提出する場合には、平成三十年四月二十六日（木）から平成三十年五月二十五日（金）までの期間中に、封筒の表面に「林業普及指導員受験願書在中」と朱書し、簡易書留等その引受け及び配達が記録される方法により、林野庁森林整備部研究指導課に提出するものとする。この場合において、当該期間中の通信日付印のあるものに限り受け付ける。
(4)　宛先　郵便又は信書便により請求し、又は提出する場合の宛先は、郵便番号一〇〇―八九五二　東京都千代田区霞が関一丁目二番一号林野庁森林整備部研究指導課とする。
(5)　受験票の交付　受験票は、平成三十年六月二十九日（金）までに受験者に送付する。
(6)　口述試験の通知　口述試験の実施期日等は、平成三十年九月二十六日（水）までに筆記試験に合格した者に通知する。
六　合格者の発表　平成三十年十二月五日（水）までに、合格者の氏名を農林水産省の掲示板に公表するとともに、合格者に通知する。
七　個人情報の取扱い　受験願書及びその添付書類に記入された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務のために使用する。
八　その他
(1)　受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別の措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出るものとする。
(2)　受験資格、受験手続等の詳細については、林野庁ホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/）に掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、林野庁森林整備部研究指導課に問い合わせるものとする。

公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、平成30年4月7日から1年間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。
平成30年4月26日
鳥取地方法務局長　阿部　精治
記
氏名　石井　徳樹
所属する司法書士会　鳥取県司法書士会
登録番号　鳥取第265号
事務所の所在地　鳥取県米子市加茂町二丁目180番地国際ファミリープラザ608号
違反行為　司法書士法第3条第1項第7号に規定する範囲を超えた書類の作成

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成30年4月26日
関東地方整備局長　泊　宏
1　処分をした年月日　平成30年3月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社スリーヴイホーム　小沼　信　千葉県千葉市中央区弁天1－2－8　国土交通大臣許可（般－25）第24993号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年2月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
　建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成30年4月26日
関東地方整備局長　泊　宏
1　処分をした年月日　平成30年3月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社松家住宅上信越　井上　和憲　群馬県藤岡市中島450－1　国土交通大臣許可（特－29）第21448号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成30年3月1日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
　建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成30年4月26日
関東地方整備局長　泊　宏
1　処分をした年月日　平成30年3月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＮＴＴファシリティーズ中央　一法師　淳　東京都港区芝浦3－4－1　国土交通大臣許可（特－25）第20170号